

# 新宿区臨時的任用職員（事務）・育児休業代替任期付職員（事務） 募集案内

令和8年6月  
新宿区

この募集案内上で募集する職員は以下のとおりです。

## 【臨時的任用職員】

地方公務員法第22条の3第1項に基づき、常時勤務を要する職に欠員が生じた場合に、あらかじめ任期を定めて採用する職員、または地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号に基づき、育児休業を取得する職員の代替職員として、あらかじめ任期を定めて採用する職員です。

## 【育児休業代替任期付職員】

地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定に基づき、育児休業を取得する職員の代替職員として、職員の育児休業の請求期間を限度に、あらかじめ任期を定めて採用する職員です。

本選考は、臨時的任用職員（事務）と育児休業代替任期付職員（事務）の両採用選考を兼ねる選考であり、いずれの職員であっても採用されることを希望する方が対象となります。

## 1 職種・採用予定数等

採用区分	職種	採用予定数	主な職務内容	主な勤務先
I類	事務	15名程度	一般行政事務 (任期の定めのない常勤職員と同様の職務)	区役所等 ※屋内全面禁煙 (区役所本庁舎は敷地内屋外に喫煙所有) (区役所第2分庁舎は敷地内屋外に職員用喫煙所有)

## 2 採用予定日

令和8年10月1日

## 3 受験資格

### 日本国籍を有し、平成16年10月1日までに生まれた方

※ 現に新宿区の職員である方は受験できません。（教育公務員（「新宿区職員の職名に関する規則（昭和46年4月1日規則第21号）」で定める保育士の職務と「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）」で定める保育教諭の職務を兼ねて従事する職員を除く）・会計年度任用職員・臨時的任用職員・育児休業代替任期付職員・非常勤職員を除く）

※ 地方公務員法で選考を受けることができないとされる方は受験できません。（次頁の〈参考〉を参照）

<参考>【地方公務員法第16条】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注)民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

## 4 任期

### 【臨時的任用職員】

6か月以内の期間

### 【育児休業代替任期付職員】

代替する職員の育児休業請求期間に応じて、6か月以内の期間

※ 代替する職員の状況に応じ、臨時的任用職員として採用し、任期満了となった後、引き続いて育児休業代替任期付職員として採用する場合があります(任期は合計して6か月以内)。

## 5 選考日程等

### (1) 一次選考


選考方法	作文《 800字程度 》 テーマ「 <b>業務を進める中で課題や予期せぬ事態が生じた場合、どのように対応することが重要だと考えますか。また、その際にあなたのこれまでの経験をどのように活かせるか述べなさい。</b> 」 ※申込時、作文を提出してください。(詳細は「6 受験手続」参照)
結果発表	令和8年7月24日(金)(予定) ◆結果は合否にかかわらず受験者全員にお知らせします。

### (2) 二次選考(一次選考合格者のみ対象)

選考方法、会場 及び選考日	面接《 個別面接 》 新宿区役所 <b>令和8年8月4日(火)または5日(水)のうちいずれか指定する1日</b> ※詳細は第一次選考結果通知に記載してお知らせします。
結果発表	令和8年8月中旬(予定) ◆発表日等は選考日にお知らせします。 ◆結果は合否にかかわらず受験者全員にお知らせします。

## 6 受験手続

インターネット(LoGoフォーム)からお申し込みください。

申込方法(手順)	<p>(1)下記URLまたは二次元コードから申込フォームにアクセスしてください。                  (2)画面の指示に従って全ての必要事項を正しく入力し、下記申込期間内に送信してください。</p> <p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">URL</span> <span style="margin-left: 200px; border: 1px solid black; padding: 2px;">二次元コード</span> </p> <p style="text-align: center;"> <a href="https://logoform.jp/form/kubz/1628230">https://logoform.jp/form/kubz/1628230</a>  </p> <p>※期間中に正常に受信したものを有効とします。申込後、受付完了をお知らせするメールが届いているか確認してください。このメールが届かない場合は、申込期間中に必ず問い合わせ先までご連絡ください。                  ※システム保守整備のため申込期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止及び通信障害等が起きた場合のトラブルについては、責任を負いません。</p>
作文課題	<p>作文課題については<b>申込時の事前提出制</b>です。作文用紙を新宿区ホームページからダウンロードしていただき、申込フォームに電子データを添付のうえご提出ください。</p>
申込期間	<p>令和8年6月22日(月)午前8時30分 ～ 令和8年7月13日(月)午後5時  <b>【期間内受信有効】</b></p>

## 7 受験票の送付

二次選考の受験票は、一次選考の合格通知とともに令和8年7月24日(金)頃にメールで通知いたします。受験票が令和8年7月27日(月)までに届かない場合は、令和8年7月28日(火)正午までに問い合わせ先までご連絡ください。

## 8 勤務条件(令和8年4月1日現在)

勤務時間	原則として、8時30分から17時15分まで、休憩時間を除き7時間45分です。
休日	原則として土・日曜日、国民の祝日、年末年始が休みです。
休暇	<p><b>【臨時的任用職員】</b>                      任期に応じて年次有給休暇を付与します。(任用期間が6月の場合、10日付与)                      このほかに夏季休暇(10月採用者は取得不可)、慶弔休暇、妊娠出産休暇等があります。</p> <p><b>【育児休業代替任期付職員】</b>                      1年(暦年)に20日(10月採用者は採用年には5日)年次有給休暇を付与します。                      このほかに夏季休暇(10月採用者は取得不可)、慶弔休暇、妊娠出産休暇等があります。</p> <p><b>※いずれの職員も、育児休業及び育児短時間勤務は取得できません。</b></p>

初 任 給	<p>地域手当を含めた給与月額は、<b>約278,400円</b>です。職務経験等がある場合は、その内容に応じて加算されます。</p> <p>また、このほかに扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。</p>
-------	--

## 9 福利厚生制度

新宿区の職員になると、東京都職員共済組合（東京都と23区の職員で構成）及び新宿区職員互助会に加入することになり、職員とその家族のために、次のような福利厚生制度が備えられています。

東京都職員共済組合	健康保険・年金事業のほか、人間ドックや保養施設等の福祉事業を行っています。
新宿区職員互助会	職員自らが選択したレクリエーション等のメニューに一定の補助を行うカフェテリアプラン事業、各種祝金等の給付事業等を行っています。
そ の 他	健康管理としての定期健康診断の実施や、被服の貸与があります。

※育児休業代替任期付職員は特別区職員互助組合にも加入します。

※任期により雇用保険が適用されます。

## 10 個人情報の取り扱いについて

本採用選考の実施にあたり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

### 【問い合わせ先】

〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1-4-1	新宿区総務部人事課人事係 (新宿区役所本庁舎3階)
☎ 03 (5273) 4053 (人事係直通)	
(土日・休日を除く午前8時30分から午後5時まで)	